

岩手県立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月28日

岩手県教育委員会

教育長 佐藤 博

岩手県教育委員会規則第1号

岩手県立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

岩手県立高等学校の管理運営に関する規則（昭和32年岩手県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(学校評議員)</p> <p>第22条の3 高等学校に、学校評議員を置く。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(学校評議員)</p> <p>第22条の3 高等学校に、学校評議員を置く。<u>ただし、岩手県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（令和2年岩手県教育委員会規則第2号）の規定に基づく学校運営協議会を設置する場合には、この限りでない。</u></p> <p>2・3 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。